

町からの お知らせ



福祉課
☎ 89-3335

福祉課からのお知らせ

10月から国保と老人保健が変わります

70歳以上の人

○一定以上の所得がある人の自己負担割合が変わります。

70歳以上または老人保健で医療を受ける人のうち、一定以上の所得のある世帯の人は、医療機関に支払う自己負担割合が引き上げられます。

平成18年9月30日まで **2割** → 平成18年10月1日から **3割**



1割



2割



1割



3割

○高額療養費（高額医療費）の自己負担限度額が変わります

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費（高額医療費）として支給されます。70歳以上または老人保健で医療を受ける人は下表のように一部引き上げられます。

平成18年9月30日まで

●自己負担限度額（月額）

	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
一般	12,000円	40,200円
一定以上所得者	40,200円	72,300円+医療費が361,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算（4回目以降の場合40,200円）
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

平成18年10月1日から

●自己負担限度額（月額）

	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
一般	12,000円	44,400円
一定以上所得者	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算（4回目以降の場合44,400円）
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

○療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担が変わります

療養病床に入院する70歳以上の方は、これまで食料費相当のみを負担していましたが、今回の改正で食費と居住費を負担することになります。

平成18年9月30日まで

食料費相当を負担 24,000円

平成18年10月1日から

食費 42,000円
居住費 10,000円



所得の低い人は負担が軽減されます。

住民税非課税世帯	30,000円
年金受給額 80万円以下等	22,000円
老齢福祉年金受給者	10,000円

人工呼吸器、中心静脈栄養等
を要する患者や褥瘡損傷（四
肢麻痺が見られる状態）、難
病等の患者については、現行
どおり食料費相当24,000
円のみを負担となります。

70歳以上または老人保健で医療を受ける人の所得判定基準（平成18年8月から）

所得に応じて自己負担割合などが異なります。そのうちの一定以上所得者および低所得Ⅰの判定基準が変わりました。

○一定以上の所得がある人

同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の人または老人保健で医療を受ける人（国保の被保険者に限る）、がいる人にあたります。ただし、70歳以上の人および老人保健で医療を受ける人（国保の被保険者に限る）の収入の合計が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は、「一般」の区分と同様に1割の負担となります。

○低所得Ⅱ

同一世帯の世帯主および国保の被保険者が住民税非課税である人にあたります。

○低所得Ⅰ

同一世帯の世帯主および国保の被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人にあたります。

※低所得Ⅰ・Ⅱの人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になります。役場窓口で申請してください。

所得区分が上がる人には経過措置（平成18年8月から2年間）がある場合があります。

■公的年金控除の見直し・老年者控除の廃止に伴う経過措置

公的年金控除の見直しおよび老年者控除の廃止により、新たに一定以上所得者になった人については、課税所得145万円以上213万円未満、または年収が高齢者複数世帯で520万円以上621万円未満、高齢者単身世帯で383万円以上484万円未満と申請した場合は、医療費が高額になったときの自己負担限度額について、「一定以上所得者」ではなく「一般」の限度額を適用します。

■住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置

老年者に係る住民税非課税措置の廃止により、低所得世帯の世帯員のうち一部が課税者になったが、非課税のままの人がいる場合は、申請するとその非課税の人については医療費が高額になったときの自己負担限度額および食事の標準負担額は「低所得Ⅱ※」の限度額を適用します。※高齢福祉年金受給者は「低所得Ⅰ」を適用します。

70歳未満の人

○高額療養費の自己負担限度額が変わります

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた部分は高額療養費として支給されます。今回の改正で、70歳未満の人は下表のように自己負担限度額が一部引き上げられます。

平成18年9月30日まで

●自己負担限度額（月額）

	3回目まで	4回目以降 ^{※2}
一般	72,300円+医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	40,200円
上位所得者 ^{※1}	139,800円+医療費が468,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	77,700円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

平成18年10月1日から

●自己負担限度額（月額）

	3回目まで	4回目以降 ^{※2}
一般	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	44,400円
上位所得者 ^{※1}	150,000円+医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが、670万円を超える世帯

※2 過去12カ月に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

こんな時にも変わります

○人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が変わります

高額の治療を長期間継続して行う必要がある疾病の場合、1カ月の自己負担額は1万円までとされていましたが、慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者（月収53万円以上）については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます。

平成18年9月30日まで **10,000円** → 平成18年10月1日から **20,000円**

福祉課からのお知らせ

福祉課
☎ 89-3335

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の申請が始まります

- 【対象者】平成15年4月1日（基準日）において、昭和6年9月18日以降、公務上または勤務に関連した傷病により第5款症以上の傷病恩給または傷害年金を受けていた戦傷病者の妻の方。これまでこの特別給付金を取得したことがある平成18年10月1日に戦傷病者の妻の方。
- 【請求期間】平成18年10月1日～平成21年9月30日
- 【請求窓口】神石高原町福祉課・各支所町民課

学校教育課
☎ 89-3341

学校教育課からのお知らせ

神石高原町学校再配置等検討委員会が設置されました

全国的に少子高齢化が進む中で、神石高原町においても小中学校の小規模化が進行しています。その結果、子どもたちが社会性や集団性を培いながら成長していくうえにおいて、学校における教育や生活、さらには学校運営など様々な面に対して影響を与えることが懸念されています。

また、校舎や体育館等の学校施設の老朽化に伴い改築等が集中する時期が訪れ、財政にも大きな影響を与えることが予想されます。

このような前提のもとに、子どもたちにより良い教育環境を提供していくため、今後の小中学校の再配置及び教育環境整備の進め方等を検討することを目的に神石高原町学校再配置等検討委員会（会長 重松文宏氏他委員18名）が8月4日（金）に設置されました。

本委員会は、教育委員会からの諮問を受け、適正な学校配置はどうあるべきか、また、望ましい教育環境整備等について検討いただき、来年度早い時期に教育委員会へ答申される予定です。

第1回の会議は、町立小中学校の現状と生徒数及び学校施設耐震診断状況について事務局から説明があり、今後の日程と進め方について論議されました。

神石高原町学校再配置検討委員一覧

会長	重松文宏（学識経験者）		副会長	佐伯知省（学識経験者）	
委員					
構成分野	氏名	構成分野	氏名	構成分野	氏名
学識経験者	山本剛久	学校代表	阪口雅弘	教育委員	竹川導人
	三石真弓		石田至正		横山博則
	小坂芙美	議会代表	片山元八郎	PTA代表	赤木俊二
	清川満		村上克朗		谷川秀明
	秋山軍次	行政	埜本昌則		國岡雅彦
井上彰	後藤昭二				

産業課からのお知らせ

産業課
☎ 89-3337

イノシシわな架設技術研修会の実施について

イノシシの被害が年々多発していることから、次のとおり研修会を開催します。

関心をお持ちの方はぜひご参加ください。

- とき 10月7日（土）午前9時～12時
ところ 油木山村開発センター 大ホール
講師 能島正愛氏（猪アドバイザー）

